

告 示

埼玉県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 工事施工中に発生する騒音、振動、悪臭、埃、廃棄物の飛散による苦情が発生しないように、近隣関係者に事前説明を行うなど十分な対応をお願いします。

(2) 駐車場及び駐輪場については、必要台数を敷地内に確保することとし、駐車場の不足による入店する際の道路の渋滞及び周辺道路に不法駐車が生じないようにお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年五月十三日から平成二十八年六月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター